

福地こども園業務継続計画



法人名	社会福祉法人 青い海の会	代表者名	理事長 木村鶴恵
施設名 (施設類型)	福地こども園 (幼保連携型認定こども園)	管理者名	小川陽子
所在地	青森県三戸郡南部町 大字福田字源次郎平19-1	電話番号	0178-51-9756
作成日	令和6年3月1日	改訂日	

I	総則	1
1	想定するリスク	1
2	策定の目的	1
3	本計画の位置づけ	1
4	本計画の目標	1
5	本BCPの主管部門（主任担当者等）	1
II	事前対策	2
1	感染症・自然災害共通事項	2
(1)	地域との連携の推進	2
(2)	防災組織の体制構築	2
(3)	職員の安否確認	3
(4)	人員確保 …… 出勤可能な職員の把握については別表1－2記載	3
(5)	保護者との連携	4
(7)	入退館管理	4
2	感染症に係る事前の対策	4
(1)	優先的に実施する業務 ……別表2－1記載	4
(3)	感染者発生時等のためのゾーニングの検討	5
(4)	職員の体調管理	5
(5)	施設利用者の体調管理、入退館管理	5
3	自然災害の事前対策	6
(1)	非常時に優先的に実施する業務 …… 別表3－1	6
(2)	施設のリスク	6
①	立地条件	6
②	避難場所、避難経路	7
③	避難誘導	7
④	ライフラインの対応策	8
⑤	備蓄品（給食室棚および収納庫に保管）	8
⑥	非常用の持ち出し品・重要書類	8
III	BCP発動時の対策	9
1	感染症にBCP発動時の対策	9
(1)	感染症発生時の事前対策	9
(2)	感染が疑われる症状がある者の発生時	9
(3)	感染の可能性が高い者の発生時	10

（4）感染者発生時	10
（5）通常業務の再開	10
（6）不足する職員の支援対策の実施	11
（7）人的応援と受け入れ	11
2 自然災害発生時の対応	12
（1）地震	12
①発災時の時間経過別の対応	12
②災害時の地域ニーズへの対応	13
（2）風水害	14
①事前の対策	14
②発災時の時間経過別の対応	14
③災害時の地域ニーズへの対応	15
IV BCPの検証	16
1 BCPの検証	16
2 教育・訓練の実施	16

I 総則

1 想定するリスク

※感染症

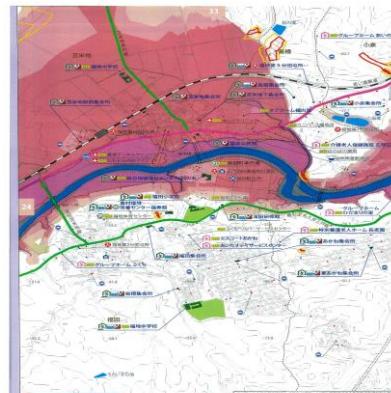
(新型コロナウイルス感染症を代表とする、業務継続が危ぶまれる感染症を想定)

※自然災害

(地震：震度6弱ライフラインの被害
により業務継続が危ぶまれる場合)

※自然災害

(風水害：当園は浸水想定区域外にあるが
浸水や土砂災害による交通手段の被害に
より園児保護者の登降園や職員の通勤に
支障をきたすものを想定)



2 策定の目的

※子どもの生命及び心身の安全等を支えるために必要不可欠な施設であることから、非常時においても『業務の継続』が重要となる。そのために施設の職員、園児、保護者の災害対策や感染症対策に留意し、職員や保護者とともに子どもの安全を確保し、業務を継続する体制を整える為策定する。

3 本計画の位置づけ

※必要な業務について非常時（ライフラインの制限や平時より職員が少ない状況）
に業務継続できるようにするための事前の必要な準備を行うものである。
～消防計画・学校安全計画（非常災害対策計画を含む）は対応について計画するものであることからこれらをふまえ計画する事とする～

4 本計画の目標

- ① 園児の安全の確保・保護者の安全の確保
- ② 教育及び保育、養護を実施する職員の安全の確保
- ③ 施設機能の維持
- ④ 早期復旧・再開

5 本B C Pの主管部門（主任担当者等）

策定者 : 園長 小川陽子

実施 : こども園全職員

検証 : 主幹保育教諭 深貝睦子

見直し : 副園長 小川篤史

II 事前対策

1 感染症・自然災害共通事項

(1) 地域との連携の推進

福地小学校 : 84-3601 (指定避難所兼指定緊急避難場所)

福地分遣所 : 84-2103

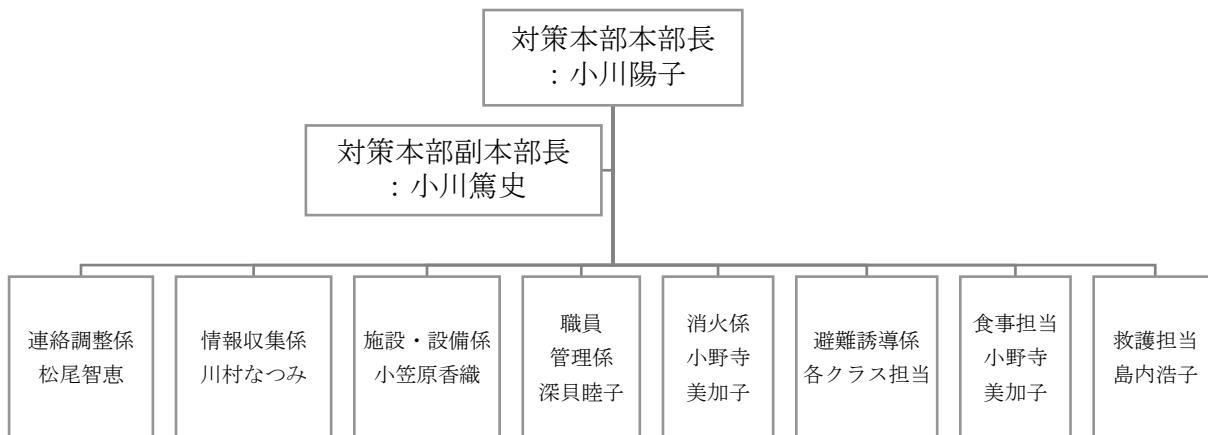
福地駐在所 : 84-2354

滝田恵三 : 84-2448 (園東側隣接住宅 : 元町内会長)

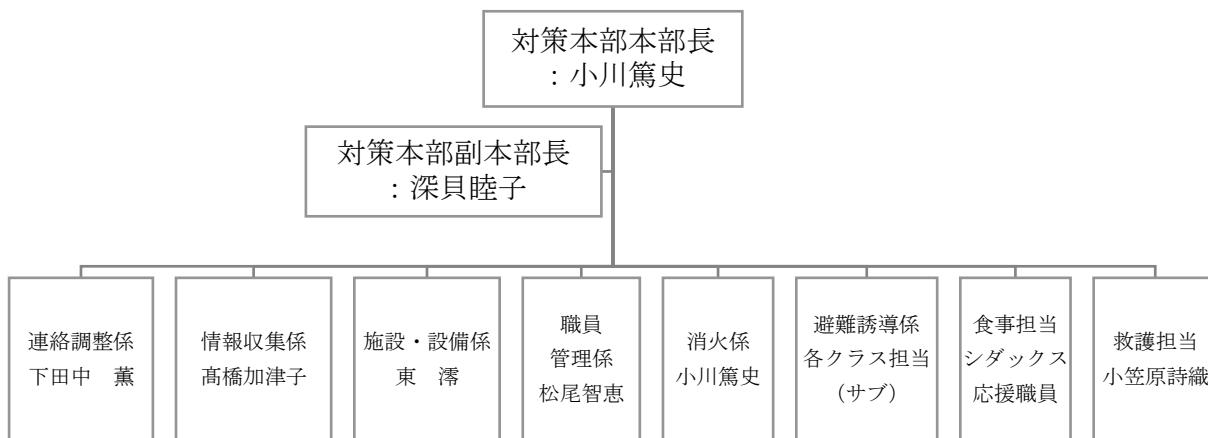
園近隣住宅 (2軒)

※毎年こども園年間行事計画を配布

(2) 防災組織の体制構築



代行（担当者不在時）



※上記の防災組織の役割業務は別表 1-1 記載。

上記体制各担当者は BCP 作成初年度とする。次年度からは別表 1-1 にて確認する事。

(3) 職員の安否確認

・安否確認

下記の①～④を活用し安否確認をする。(上記より優先活用)

①おが～るシステム おがスマによるアプリ職員用連絡帳を活用

伝達を確認できた職員は申し送り機能により返信をすること。

②ライン登録職員 “福地こども園” 職員グループラインにて確認。

伝達を確認できた職員は既読のみではなく返信すること。

③電話連絡：電話回線使用が可能な場合は緊急連絡網

④災害伝言ダイヤルの活用 (171 をダイヤルする。ガイダンスに従って録音の場合は1、再生の場合は2をダイヤルする。ガイダンスに従って連絡を取りたい方の電話番号をダイヤルする。伝言を録音、再生する。)

・体調管理

通常より少ない人員で多くの業務を行うこと、情報が錯綜するなかでの対応を迫られる等、長時間勤務や帰宅できない状況が想定されるため、職員の体調の把握と心身負担に対するケアに留意する。

① ローテーションを行う。

② 職員用休憩室にて交代で休憩や仮眠がとれるようにする。

③ 職員用相談窓口の設置（窓口：主幹保育教諭、副主幹保育教諭）

④ 正確な情報の提供に努める。

(4) 人員確保 … 出勤可能な職員の把握については別表1－2記載

参集ルール

① 地震：施設の居住地域において震度5強以上の発生の場合

徒步出勤可能な主幹保育教諭（代行者：副主幹保育教諭）が施設に参集。園舎内外に異常がないか確認し対策本部長に報告。震度5以下の場合は原則自宅待機し施設または対策本部長からの連絡、指示に従う。震度3以下は対応不要。

② 風水害：施設の風水害が想定される場合は原則として事前に避難する為、参集はしない。但し早番・遅番担当者は、園内外に異常がないか危険物が落ちていないか等確認し、対策本部長に報告する事。

③ 大雪：夏善工業有限会社に依頼しているが、機能しない場合は施設または対策本部長からの連絡・指示により徒步出勤可能な職員、南部町内居住の職員を優先に参集。登園送迎時に支障のないよう整備する。

④ 感染症：感染症に罹患している者、次に疑いのある者、家族に罹患者がいる場合（次に疑いのある者がいる場合）は参集の優先的職員から外れる。

(5) 保護者との連携

①地震、風水害、大雪警報、Jアラート、感染症発症、感染疑い等により保護者へお迎えを依頼する場合。

- ・引渡し場所：基本的には園。第1次は福地小学校、第2次はゆとりあ)
- ・お知らせ方法：おがスマアプリ

上記が不可の場合、(1) 登録メールアドレスに配信 (2) ホームページ (3) 電話連絡（緊急連絡先を第1～3候補まで把握 毎年緊急連絡確認表を作成）

上記災害や感染症により園が休園または一部休園になった場合のお知らせ方法も同上とする

※保護者へ引き渡す場合は、その後の安全が確保されているかを確認し、安全と判断できない場合は保護者も共に施設内に留まるようにする。

(6) 関係各所との連携・情報収集

※連絡先および情報収集先一覧は
別表1－3記載

(7) 入退館管理

・おが～る登降園システムにより施設内にいる子どもを把握。平常時であっても確認すること。

（連絡がなく欠席しているは9：00～10：00に保護者へ確認すること。）

（開所日夕方 16：00～19：00に当日または前日の保護者による打刻について間違いないか確認すること。）

・非常時におが～る登降園システムが使用できない場合は保護者に利用の都度紙に書いて提出してもらう。

・一時預かり、子育て支援利用者については利用申込書にて確認。

2 感染症に係る事前の対策

(1) 優先的に実施する業務 …別表2－1記載

①園児、職員の安全確保

②感染症の予防および生命の維持のための業務（排泄、食事、医療的配慮）

上記を基本とし通常業務の実施が困難な場合は、優先的に実施する業務を実施し、施設の開所継続に努める。

(2) 備品の確保

消毒液：アルコール性消毒液（エタプラス）	1ケース	協和医療機器
逆性石鹼水（オスバン）	1ケース	協和医療機器
塩素系消毒液（ハイター等）	2リットル	ドラックストア
次亜塩素酸水（ドクターノア）	1箱	ナツサカ消毒
手袋：簡易用（薄いもの）ケア用（汚物取り替え用）		協和医療機器
それぞれ300枚		ドラックストア
マスク：こども用	200枚	
おとな用	200枚	

(3) 感染者発生時等のためのゾーニングの検討

保護者の迎えがあるまで静養できるスペースを確保する。出来るだけ他の利用者との接触を避けるようゾーニングを実施する。

対応職員（看護師、保育補助を基本とする。クラス運営責任者は感染リスクが高まらないよう配慮する。）

- ① 事務室カーテン仕切り内の医務スペース
- ② 子育て相談室
- ③ 子育て支援室
- ④ 複数名の使用者がある場合はパーテーションを活用する。
- ⑤ 多数の使用者がある場合は保育室を1室静養場所とする。

(4) 職員の体調管理

・行政等から“レベル3”以上や緊急事態宣言の対象区域および重点措置区域に該当となった場合は 別表2-2“職員体調チェックシート”を活用する。状況把握後は別表2-3を活用する。

(5) 施設利用者の体調管理、入退館管理

感染が疑われる場合は、利用を遠慮していただく。その他、下記の発令の有無にかかわらず、地域感染関係施設の感染症まん延状況をみながら、園玄関のみ（入室不可）で対応する場合もある。

・行政等から“レベル3”以上や緊急事態宣言の対象区域および重点措置区域に該当となった場合

　園内滞在時間が15分以上の方（別表2-4“体調チェックシート来訪者用”を活用する。状況把握後は別表2-5を活用する。）

　園内滞在時間が5分以内の方（園玄関にて検温、手指消毒をしてもらう。）

3 自然災害の事前対策

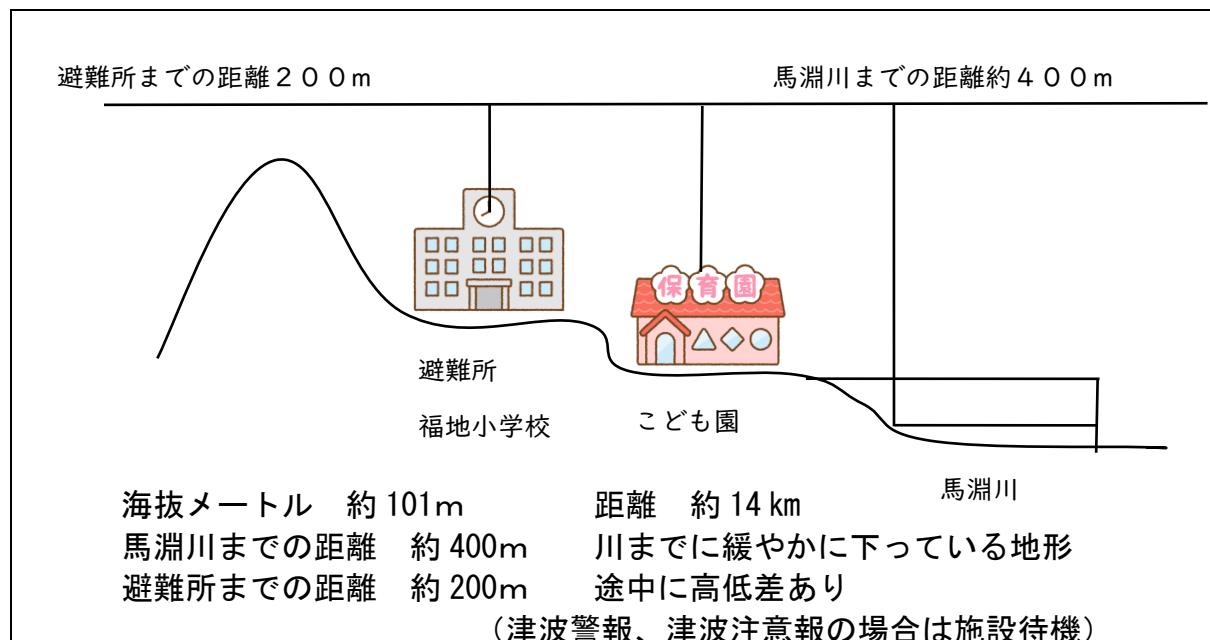
(1) 非常に優先的に実施する業務 … 別表3-1

- ① 園児、職員の安全確保
- ② 生命の維持（排泄、食事、医療的配慮）
- ③ 環境的配慮（防寒、避暑対策）
- ④ 情報収集・共有・連絡調整

上記を基本とし通常業務の実施が困難な場合は、優先的に実施する業務を実施し、施設の開所継続に努める。

(2) 施設のリスク

①立地条件



②避難場所、避難経路

福地小学校



避難に要する時間 3.4.5歳児 … 5～8分
0.1.2歳児 … 10～15分

③避難誘導

- ・移動できる体制の整ったクラス単位で避難開始する。
- ・避難場所まで到達後、安全確保確認し最低限必要職員をのこし、サブの職員は他のクラスの避難の応援にいく。(0.1.2歳児等の移動)
- ・0.1歳児は避難車、おんぶ紐、誘導ロープを活用する。
- ・一時預かり児はその日利用のクラス年齢担当職員、子育て支援は子育て支援担当職員が誘導する。
- ・急を要する場合は車両を活用する。
- ・移動する時間的余裕のない場合や移動におけるリスクが待機する場合より大きい場合は施設待機とする。

④ライフラインの対応策

停電：懐中電灯 ランタンの活用

断水：備蓄飲料水の活用 自治体の給水拠点の活用

ガス停止：ガスボンベのリセット機能確認（不可の場合はカセットコンロ活用）

※トイレ：簡易トイレ活用

※手洗い：ウェットティッシュ、消毒液の活用

※空調：冬季は石油ストーブ、カイロの活用

※給食：備蓄食品の活用 スーパーに買い出し

⑤備蓄品（給食室棚および収納庫に保管）

軍手	5	レジャーシート	2	保存食品	3日分
マスク	400	カセットコンロ	1	ラップ	1
雨合羽	3	カセットボンベ	3	ラジオ	2
バケツ	5	食器セット		タオル	10
ナイフ	2	簡易トイレ	2	乾電池	各種
飲料水	36ℓ	使い捨てカイロ	100	新聞紙	10
乾麺	3食分	アルミホイル	1	缶詰	5
懐中電灯	3	ポリタンク	1	ビニール袋	1袋
毛布	3	ティッシュ	1	紙おむつ	1袋
ローソク	10	ウェットティッシュ	1	ケア手袋	300
着火マン	3	救急セット	各種	消毒液	各種

⑥非常用の持ち出し品・重要書類

非常用の持ち出し品確認

懐中電灯	乾電池	救急用品	シート	紙おむつ
ペーパー類	食料品	ミルク	調乳セット	ビニール袋
情報確認手段	水	パソコン		

重要書類

パソコン2台（おがーる用、法人本部用）

その他 児童家庭調書

III BCP発動時の対策

1 感染症にBCP発動時の対策

(1) 感染症発生時の事前対策

発生段階		施設の対策
段階	状況	
海外発生期	海外で感染症発生	情報収集を行いつつ、地域で発生することも視野にBCPの見直しや備品の補充などの備え行動を開始する
国内発生 早期	国内で感染者が確認されたが各都道府県および東北六県では発生していない	マスクや手洗い、アルコール消毒の実施と共に、来館者の管理を行い、疫学調査に対応できるよう感染予防行為を実施する
国内 感染期	複数の都道府県で感染者が発生している	外部からの立入りを区画制限し、行事の延期または見直しを行い、感染拡大防止の措置をとる
地域 感染期	一部で感染者の接触歴が疫学調査で追えず、市中感染が想定される状況/地域で感染者が発生し増加している	外部からの立入りを区画制限し、行事の延期または見直しを行い、感染拡大防止の措置をとる

(2) 感染が疑われる症状がある者の発生時

- ・管理者（園長もしくは副園長）への報告、施設内情報共有、南部町健康こども課への報告、場合によっては医療機関への連絡相談をおこなう。
- ・当該職員や子どもと接触した者を確認し体調の変化に注意する。
- ・消毒清掃を行う。
(ア) 利用する子どもへの対応 … 感染症が疑われる症状がある場合は原則として利用停止。利用中に体調不良となった場合は保護者に迎えをお願いする。必要な場合は医療機関へ受診する。
(イ) 施設等の対応 … 使用していた場所を特定し、感染リスクが高いと思われるスペースや玩具の消毒、清掃を行う。

※対応について表3-2 感染症発生ステージ別の実施事項比較表参照

(3) 感染の可能性が高い者の発生時

- ・管理者（園長もしくは副園長）への報告、施設内の情報共有、南部町健康こども課への報告、場合によっては医療機関への連絡相談をおこなう。
- ・感染の可能性が高い者が増えた場合、通常業務可能か検討し、継続が困難になる前に、業務継続のための対策を開始する。
 - (ア) 利用する子どもへの対応 … 感染の可能性が高い者となった場合、原則として利用停止（職員は自宅待機）利用停止、自宅待機の期間については保健所や自治体の方針に従う。なお、検査によって陰性が確認された場合も保健所や自治体の方針に従うものとする。
 - (イ) 施設等の対応 … こども、職員が使用したスペースの換気を十分に行う。

※対応について別表3－2 感染症発生ステージ別の実施事項比較表参照

(4) 感染者発生時

- ・管理者（園長もしくは副園長）への報告、施設内の情報共有、南部町健康こども課への報告、場合によっては医療機関への連絡相談をおこなう。
- ・感染者となった職員や子どもと接触した者を特定し、当該感染者の行動を把握する調査に協力するとともに体調の変化に注意する。
 - (ア) 利用する子どもへの対応 … 感染者に関しては原則利用休止。施設を利用中に感染した場合は保健所への連絡相談を行い、必要な場合は医療機関への受診を行う。
 - (イ) 施設等の対応 … 使用したスペースや玩具の消毒、清掃。接触した職員、子どもの特定は保健所と連携して対応する。
- ・業務継続か、一部縮小、一部休止の検討をする。業務の一時休止については南部町健康こども課と相談の上判断する。

※対応について表3－2 感染症発生ステージ別の実施事項比較表参照

(5) 通常業務の再開

- ・職員や園児の感染者や感染の可能性が高い者等が減少した場合、少しづつ通常業務へ戻す。地域の状況も含めて通常業務が一定期間継続できるか検討し、可能な場合にはBCPに基づいた対策を終了する。

(6) 不足する職員の支援対策の実施

- ・施設内職員による勤務調整で行う事を原則とする。
- ・原則として行わないが必要に応じて法人内での人員配置調整を行う
- ・原則として行わないが外部からの受入れが必要となった場合は元職員、行政関係者、教育及び保育の業務経験者、看護業務経験者、介護業務経験者等、社会福祉事業の知識がある者とする。

(7) 人的応援と受け入れ

- I. ボランティア（外部の方）の受入れ：体調チェックシートを利用し、感染症の特徴に応じた日数の体調を確認し、感染の疑いがない事を確認する。業務内容は感染リスクの少ない作業から優先する。（清掃、消毒、感染リスクの低いクラスの保育補助等）
- II. 実習生の受入れ：地域の感染の状況や学生が所属する学校や居住区の感染状況、本人の体調（チェックシートの活用）行動歴や身近な発症者の確認等の聞き取りを行い受入れの判断を行う。感染が拡大している場合は、直接子どもと接触せずに観察実習や施設運営に関わる仕事を通した自習を行う等の対応策を検討する。
- III. 同法人からの応援：他施設へ感染症が拡大することを防ぐため、原則としては行わないが、必要となった場合は十分な感染症対策をとったうえで対象者の範囲を広げずに行う。

2 自然災害発生時の対応

(1) 地震

①発災時の時間経過別の対応

I. 災害発生

- ・初動対応：防災組織の立上げ（臨時休園等の最終的な判断は理事長を責任者として南部町健康こども課と協議したうえで行う。）
通常業務継続可能な場合は必要に応じ後片付けをして行う。

II. 発生直後実施事項

- ・安否確認 声掛け 子どもの不安の解消に努める。
- ・保護者への連絡 状況の周知
- ・負傷者の救護 応急処置：必要な場合は医療機関へ連絡し搬送する。
- ・初期消火

III. 発災～半日程度に実施すること

- ・通信手段の確保
- ・行政や関係各所への連絡
- ・職員の安否確認と職員の招集、参集
- ・防災組織の再整備：参集職員の状況により再整備を図る
- ・利用する園児の安否確認の集約
- ・施設建物、設備の安全確認：施設内外の危険個所を確認し、立入りを制限する。
被害がない箇所で必要な場所へアクセスする経路も含めて安全を確保できる場所を安全ゾーンとして施設内の避難待機場所とする。
- ・業務を通常通り継続できるかの判断：（初動対応時と同じ）
- ・避難の必要性の検討（施設を離れる時は通電火災防止のためブレーカーを切る。）

IV. 発災当日に実施すること

- ・安否確認の継続：子ども、職員、保護者の安否確認を引き続き実施
- ・保護者への引き渡し：可能な方から引渡しを継続的に行う。（引渡し時に保護者の安全確保対策を確認し、安全ではないと判断される場合は園児と共に施設内で待機させ、安全確保を優先する。）
- ・優先する業務の実施：トイレ対策、防寒避暑対策、食事の手配
- ・ライフラインの対策：ガスの手配、飲料水の手配（自家発電）

- ・利用する子ども、保護者、職員の宿泊スペースの確保
- ・施設、設備被害状況の把握：施設建物での業務継続か避難を判断する。
- ・情報収集を行うと共に施設の状況について情報発信を行う

V. 発災後2～3日に実施すること

- ・安否確認の継続と問合せ対応の継続：子ども、職員、保護者の安否確認を引き続き実施し、安否に関する問合せが自治体等からあれば対応する。
- ・優先する業務の実施：トイレ対策 防寒避暑対策 食事の手配
- ・ライフラインの対策：ガスの手配、飲料水の手配（自家発電）
- ・利用する子ども、保護者、職員の宿泊スペースの確保
- ・利用する子どもの保護者や行政等への連絡（保護者へ引渡しが出来ない、または時間がかかる子どもの対応については関係機関“南部町健康こども課”へ引継ぎを行う
- ・施設建物設備の被害個所の確認と記録
- ・職員の健康管理、不足職員の人的支援：ローテーション等による職員ケアの実施
- ・人的支援、物的支援の得対応と地域ニーズの対応
- ・避難した場合は避難先での業務継続のための検討

VI. 発災後2～3日以降に実施すること

優先する業務や安否確認問合せ対応を継続しつつ、復旧に向けた取組を始める。状況に応じて通常業務を順次再開、拡大し通常業務に戻ったら業務継続のための対策を終了する。

- ・被災現場の片付けや被災事業資産リストの作成
- ・施設建物設備の点検、修理、修復の手配、施設での業務再開の準備
- ・ライフラインの点検、復旧手配、通信手段 LAN ネットワーク関係の復旧手配
- ・人的支援物的支援の受け入れ対応と地域ニーズの対応
- ・OA機器、備品類の買い替え、買い足しの手配

②災害時の地域ニーズへの対応

※施設が使用できる場合の地域の救援活動について

救援活動の優先順位

- 第一：当園利用園児の安全確保と養護
- 第二：地域被災者への救援活動

第三：南部町の防災対策本部、警察、消防からの支援要請への協力

〈受入れ〉当施設は福祉避難所の指定を受けていない事から急を要する場合を除き、隣接する指定避難所である福地小学校を案内する。なお地域の方が困って来訪した場合は受入れについて南部町健康こども課に相談する。

(2) 風水害

①事前の対策

※事前に気象情報などから情報を入手し、災害発生の可能性があるかを検討し、避難の必要性を検討する。(風水害時の乳幼児の避難はリスクがあること、当施設は浸水想定区域ではなく鉄筋造りであること、消防施設職員からの助言等もあり他の場所への避難は想定しがたい。)

※扉や窓の下部の隙間からの浸水や雨漏りに対応するため、バケツや雑巾、簡易水のう(ゴミ袋に水を入れて口をふさいだもの)のためのゴミ袋等を備えておく。

～他、非常災害対策マニュアルを参照のこと～

②発災時の時間経過別の対応

I. 注意報発令

- ・気象情報に注意し施設周辺の状況からリスクを検討する。
- ・施設が被災する可能性があると判断した場合、業務継続のための対策を開始する。
(ア) 安全を優先し事業を一時停止する場合、出来るだけ早く保護者へ情報を伝える。おがスマアプリ、電話、ホームページ公開等、複数の手段を用意しておく。
(イ) 開所中に台風上陸や大雨警報が発令された時は、安全になるまで施設内に留まり、子どもと職員の安全確保を第一に行動する。必要な場合は施設内の安全ゾーンへ子どもを誘導し避難を行う。

II. 警報発令

- ・警報が発令され、施設が被災する可能性があると判断した場合、業務継続のための対策を開始する。
- ・開所時間中に警報発令がされた場合は災害想定区域外なので、施設内の安全ゾーンにて保護者への引継ぎを行う。想定を超えて災害が及ぶと判断された場合は福地小学校へ避難をする。
- ・開所時間外に発令された場合は登降園時の安全確保のため、一時閉鎖を検討する。

III. 警戒情報発令

- ・自治体からの避難指示の発令に留意する。屋外へ出ることが危険な場合もあるた

め、周辺の状況を十分確認し、身の安全を第一とする。屋外へ出ることが危険な場合は建物内の安全ゾーンへ移動する。

IV. 特別警報発令

・何らかの災害が既に発生している可能性が極めて高い為、身の安全を第一とする。屋外へ出ることが危険な場合は建物内の安全ゾーンへ移動する。

V. 避難後

避難先での対応：(想定を超えて災害が及ぶと判断され福地小学校へ避難した場合)

① 施設の被災状況を確認し、必要であれば復旧作業を行う。避難先で業務継続のための検討をする。(スペースの確保、子どもの養護)

② 保護者への連絡：予め定めていた方法で保護者へ情報を共有する。

③ 保護者への引渡し：翌日から数日後を想定し、順次進めていく。保護者への引渡しが出来ない可能性のある子どもの対応について、南部町健康こども課への引継ぎ、引渡しを行う等の対応の検討をし実施する。

VI. 業務再開

台風や大雨が収まり施設の安全が確保されたら、通常業務を再開する。避難していた場合は、施設の復旧作業、安全確保が確認された場合、施設で可能な業務から業務を再開する。

通常業務に戻ったら、業務継続のための対策を終了する。

③災害時の地域ニーズへの対応

※施設が使用できる場合の地域の救援活動について（地震災害時と同様とする。）

救援活動の優先順位

第一：当園利用園児の安全確保と養護

第二：地域被災者への救援活動

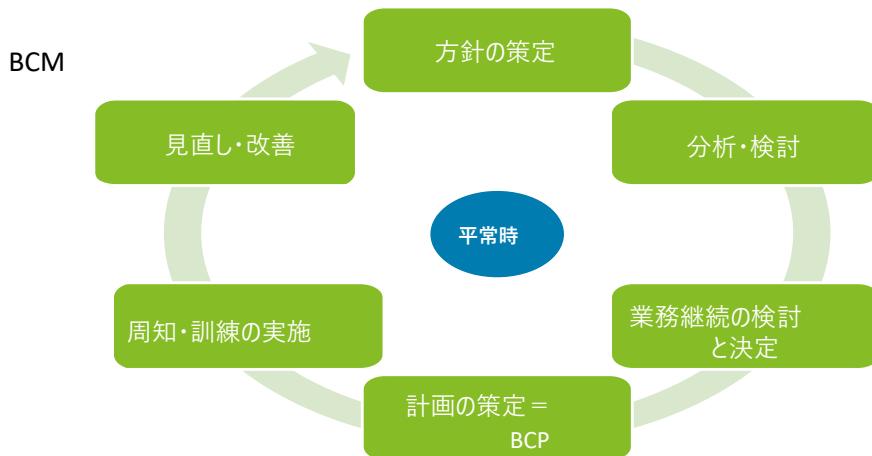
第三：南部町の防災対策本部、警察、消防からの支援要請への協力

＜受入れ＞当施設は福祉避難所の指定を受けていない事から急を要する場合を除き、隣接する指定避難所である福地小学校を案内する。なお地域の方が困って来訪した場合は受け入れについて南部町健康こども課に相談する。

IV BCPの検証

1 BCPの検証

- ・策定したBCPに基づき計画した事項の実施や備品を備える
- ・職員や子どもへ避難計画を周知し、訓練を行う。(計画する。)
- ・訓練後、課題を洗い出し、見直しや改善を行う。(検証する。)
- ・BCPの更新をする。
- ・BCP実現のための予算確保をする。



～別表4－1 “訓練内容とBCP点検見直しのポイント”を参考に年度末に行う～

2 教育・訓練の実施

※地震、火災、風水害、不審者、Jアラート等のいくつかの災害のケースを想定して行う。

～実施した訓練は避難訓練ファイルに記録する～

～別表4－1 訓練内容とBCP点検見直しのポイント参考～